

議案第3号

西脇市コミュニティ消防センター条例の制定について

西脇市コミュニティ消防センター条例を次のように定める。

平成29年2月24日

西脇市長 片山 象三

(理由)

西脇市コミュニティ消防センターの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるため。

西脇市コミュニティ消防センター条例

(設置)

第1条 地域住民の防災意識の高揚を図り、自主的な防災活動を推進するとともに、災害発生時には防災活動の拠点とするため、西脇市コミュニティ消防センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 センターの位置は、西脇市寺内 515番地の1とする。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、特別の理由があるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(開館時間)

第4条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、特別の理由があるときは、これを延長し、又は短縮することができる。

(利用許可)

第5条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に際し、条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないことができる。

- (1) 公安、風俗その他公益を乱すおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的とする活動であると認められるとき。
- (3) センターの建物又は附属設備（以下「建物等」という。）を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) センターの管理上支障があるとき。
- (5) その他センターの利用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第7条 センターの使用料は、無料とする。

(利用許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。

- (2) 利用許可の申請に偽りがあったとき。
- (3) 利用許可の条件に違反したとき。
- (4) 災害その他不可抗力による理由により、センターを利用させることができなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公用又はセンターの管理上やむを得ず利用させることができないとき。

(原状回復義務)

第9条 利用者は、センターの利用が終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により、利用の許可を取り消され、又は利用を停止されたときも同様とする。

(損害賠償等)

第10条 利用者は、その責めに帰すべき理由によりセンターの建物等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。